

京都大学医学図書館資料収集に関する申し合わせ

(令和7年1月23日医学図書館運営委員会決定)

(趣 旨)

第1条 この申し合わせは、京都大学医学図書館（以下「図書館」という。）における資料収集に関して必要な事項を定める。

(収集の目的)

第2条 図書館は、本学の「対話を根幹とした自学自習」の理念を踏まえつつ、他の図書館・室の資料所蔵状況と調和を図りながら、京都大学図書館機構将来構想（2009年12月決定）にいう「専門図書館」として、医学分野の教育研究の基盤となる資料を収集・整備することを目的とする。

(収集の範囲)

第3条 図書館は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる資料を収集することを原則とする。

- (1) 学習及び研究の基礎となる資料
- (2) 最新の知見を紹介した資料
- (3) 学生・院生の学修・研究のための基本図書
- (4) 医学研究科・医学部構成員によって執筆された図書又は同構成員が出版に関わった図書
- (5) 医学研究科・医学部及び関連組織によって出版された図書
- (6) その他図書館において収集・整理・提供することが適当と判断される資料

(収集の種類)

第4条 図書館においては、次の各号に掲げる資料を収集する。

- (1) 図書
- (2) 雑誌
- (3) 視聴覚資料
- (4) 電子的資料
- (5) その他図書館において収集・整理・提供することが適当と判断される資料

(資料の選定)

第5条 図書館においては、第3条及び第4条に基づき収集する資料を、次の各号に掲げる方法で選定する。選定方法については、図書館職員に一定の範囲で裁量を与え、運用を行い、最終的な責任は館長が負う。

- (1) 医学図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）の選書
- (2) 医学図書館図書連絡委員会（以下「連絡委員会」という。）の選書
- (3) 教員の推薦又は選書
- (4) 学生によって希望・推薦された資料
- (5) 図書館職員の選書

- (6) 寄贈された資料で受入基準に合致するもの
 - (7) その他図書館において収集・提供することが適当と館長が認めたもの
- 2 前項各号では、迅速な資料の提供、簡易な資料の管理、効率的な書架スペースの運用のため、特段の理由のない限り電子的資料による収集を行う。

(選定手順)

第6条 図書館資料の選定手順は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学生用図書

新刊図書情報を図書館が年1回集約し連絡委員会に提供、連絡委員会が選定する

(2) 定期刊行物、データベース、継続図書

定期刊行物(雑誌、電子ジャーナル)、データベースの新規購読希望は、複数の分野の希望をもとに運営委員会で選定する。継続図書の新規購入希望は、運営委員会で選定する。複数年にわたり購読を行う資料は、定期的に見直しを行う

(3) 学生希望図書、教員推薦図書

第3条及び第4条に基づき図書館に配置を希望する図書を医学研究科・医学部所属の学生あるいは教員が推薦し、図書館職員が選定する

(4) シラバス掲載教科書・参考書

医学部関連のシラバス掲載の教科書・参考書のうち、図書館未所蔵資料を図書館職員が選定する

(5) 医師試験対策書、参考図書

医師国家試験、米国医師資格試験(USMLE)の対策資料、及び参考図書を図書館職員が選定する

(6) 人権関係図書

人権関係図書は全学の人権委員会が選定する。図書館では独自の選定を行わない

(7) 図書館職員選定

第3条及び第4条に基づき図書館に備えるべき資料を図書館職員が選定する。高額・大部な資料については、館長の承認を受けるものとする

(8) 寄贈資料

寄贈資料は寄贈者から事前にタイトルリストの提出を受け、受入基準をもとに図書館職員が選定し、館長が承認する。紀要等定期寄贈、著者寄贈及び少量の寄贈の場合は、受入基準をもとに図書館職員が選定する

(寄贈資料の受入基準)

第7条 寄贈資料については、第3条及び第4条に基づき次の各号に掲げる資料を受け入れるものとする。

- (1) 図書館所蔵資料の叢書の欠本、雑誌の欠号補充に該当するもの
 - (2) 図書館が収蔵している分野の関連資料の補充・充実に寄与すると認められるもの
 - (3) 教員が寄贈の仲介をする資料
 - (4) 第3条4項及び5項に該当するもの
 - (5) その他運営委員会が必要と認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の寄贈資料については、受け入れないことを原則とする。

- (1) 別置を条件とするもの
- (2) 図書館所蔵資料と重複しているもの
- (3) 第3条の収集の範囲に合致しないもの
- (4) 事前に寄贈タイトルリストが示されないもの
- (5) その他収蔵に適さないもの

(研究室等所蔵図書及び雑誌の移管)

第8条 研究費で購入され、研究室等に配置されている図書及び雑誌のうち、研究室等から希望があり、かつ、運営委員会が図書館に所蔵することが望ましいと判断したものについては、所蔵することができる。少量の場合は、第3条及び第4条に基づき図書館に備えるべき資料を図書館職員が選定する。

(不用決定)

第9条 不用決定にあたっては、あらかじめ運営委員会で審議するものとする。

附 則

この申し合わせは、令和7年1月23日から実施し、令和6年4月1日から適用する。